

# 1か月あたりの障害年金

【試算の前提】 障害等級2級に認定された場合

本人（30歳） 配偶者（30歳） /子（18歳に達した年度末まで） 平均標準報酬額 346,666円

- 会社員：20歳時に国民年金に加入、22歳で厚生年金に加入
- 自営業：20歳時に国民年金に加入

区分	会社員・公務員世帯	自営業世帯
受け取る年金	障害基礎年金 + 障害厚生年金	障害基礎年金
18歳未満の子が3人の期間	約17.4万円	約10.8万円
18歳未満の子が2人の期間	約16.8万円	約10.2万円
18歳未満の子が1人の期間	約15.0万円	約8.3万円
18歳未満の子がいないとき	約13.1万円	約6.5万円

\* 障害基礎年金・障害厚生年金・配偶者加給年金の合計。また、障害給付に該当する場合は、原則傷病手当金は支給されません。

\* 配偶者加給年金の対象となるのは、被保険者により生計を維持されている65歳未満の配偶者（年収850万円未満）です。

また、令和4年4月以降、年金制度の改正により一部の方につきまして配偶者加給年金額は支給停止されます。

ただし、一定の要件を満たす場合については、令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置が設けられています。

\* 障害厚生年金の年金額は、本来水準の計算式で算出しています。

\* 金額は、千円未満（百円単位）を四捨五入して表示しております。

● 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。

● 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります（2022年度価格）。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。

● 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。